

児童虐待って知っていますか？

夏休みが始まりました。夏休み期間中は、学校という目が届く場所がなくなり、児童虐待を発見するのが難しくなります。

児童虐待とは

身体的虐待



殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなど

性的虐待



子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど

ネグレクト



家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置するなど

心理的虐待



言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、こどもの目の前で家族に対して暴力をふるう（面前DV）など

児童虐待防止のための通告義務について

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合には、全ての国民に役場や児童相談所へ通告する（知らせる）義務が定められています。あれって虐待かと思ったら、迷わず

役場（こども支援課）へご相談ください。